平成２７年（フ）第２５７号
石川県野々市市矢作２丁目25番地　コート・ダ・ジュール103号、従前の住所石川県野々市市矢作２丁目58番地
破産者　木村　秀樹
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１７号
金沢市窪１丁目113番地、従前の住所金沢市割出町260番地１
破産者　寺木智恵美
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７９号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘１丁目367番地３、従前の住所石川県小松市蓑輪町ヌ５番地１
破産者　河原　琢也
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５２０号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼162番地14
破産者　村上　和夫
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４２号
相模原市中央区相模原６丁目24番16号　第20明智ビル403号室
破産者　山内　　純
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１８２２号
札幌市手稲区前田７条10丁目１番３号
破産者　丸尾　和広
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９８号
札幌市中央区南14条西14丁目１番21―807号
破産者　宮口　美穂
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４７４号
北海道恵庭市戸磯145番地12
破産者　佐々木映美
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５６号
仙台市青葉区桜ケ丘４丁目29番10号
破産者　青沼　蔵人
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
福島県相馬郡新地町今泉字蒲庭東３番地の８
破産者　今野　保彦
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２７年（フ）第７８０号
東京都江東区北砂５丁目８番９号、破産手続き開始決定時の住所埼玉県川口市仲町５番28号
破産者　豊山憲一こと　洪　　仁植
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１８９号
埼玉県加須市大門町７番41号
破産者　鈴木　　薫
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
埼玉県加須市大門町７番41号
破産者　鈴木　裕樹
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２５７号
埼玉県上尾市柏座３丁目１番41号　オリーブマンション202、破産手続開始時の住所埼玉県上尾市泉台２丁目12番地８　フォーチュンコート303
破産者　奥山沙弥香（旧姓根地戸）
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
横浜市鶴見区上の宮１丁目１番14号　プリムローズ菊名壱番館103号
破産者　松本　正人
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４０号
横浜市栄区公田町740番地　11棟202号
破産者　齊藤　信一
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７９号
大阪府豊中市熊野町４丁目１番40―501号、前住所大阪府豊中市山ノ上町18番15号
破産者　井谷　　誠
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７０９号
京都府木津川市相楽大里105番地、前住所奈良県生駒市菜畑町2313番地
破産者　西村　龍典
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２８６号
大阪市城東区鴫野西５丁目３番５―308号
破産者　関本　兼久
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部